

十勝圏複合事務組合特別会計条例

〔平成元年11月24日
条例第2号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。

名 称	目 的
十勝圏複合事務組合 十勝ふるさと市町村圏基金事業会計	ふるさと市町村圏事業

附 則（平成元年11月24日）

この条例は、公布の日から施行する。